

議 事 録

会議の名称	令和3年第10回本庄市農業委員会総会
開催日時	令和3年9月27日(月) 午後2時から 午後3時45分まで
開催場所	本庄市役所 大会議室
出・欠席者	別紙のとおり(緊急事態宣言中のため農業委員のみで開催)
議事日程	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 開会</li> <li>2 あいさつ</li> <li>3 議事録署名委員及び書記の指名</li> <li>4 付議事件の上程、提案理由及び内容の説明、質疑並びに採決             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 第53号議案 農地法第3条の規定による許可申請について</li> <li>(2) 第54号議案 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(通年)</li> <li>(3) 第55号議案 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(期間)</li> <li>(4) 第56号議案 農地法第5条の規定による許可申請について</li> <li>(5) 報告第40号 農地法第3条の3の規定による届出について</li> <li>(6) 報告第41号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について</li> <li>(7) 報告第42号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について</li> <li>(8) 報告第43号 農地法第18条第6項の規定による通知について</li> </ol> </li> <li>5 事務局連絡事項</li> <li>6 閉会</li> </ol>
配付資料	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 令和3年第10回本庄市農業委員会総会議事日程</li> <li>2 令和3年第10回本庄市農業委員会総会議案</li> <li>3 事務局連絡事項</li> <li>4 農業者年金説明のポイント(関係書類含)</li> <li>5 遊休農地利用意向調査書の発送について(関係書類含)</li> </ol>
主管課	農業委員会事務局

会 議 の 経 過	
発 言 者	発 言 内 容
事務局長	<p>それでは、定刻になりましたので、ただいまより総会を始めさせていただきます。議事日程に従いまして、進めさせていただきます。</p> <p>まず、議事日程1の開会を細野会長代理にお願いいたします。</p>
細野会長代理	<p>こんにちは。本日はお忙しい中、お集まりいただき誠にありがとうございます。それでは、ただ今から令和3年第10回本庄市農業委員会総会を開会いたします。よろしくお願いいたします。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、議事日程2あいさつに移ります。田端会長よりご挨拶をお願いいたします。</p>
田端会長	<p>皆さまこんにちは。事務局長からも話があったとおり、緊急事態宣言中でありますので、先月に引き続き農業委員のみで総会を開催することになりました。今月の17日にも農地利用最適化活動の研修会を開催する予定でしたが、これも緊急事態宣言中ということで、後にDVDで鑑賞していただくこととしました。当日は、私も本部で内容を聞いていましたが、今回の事例発表はためになった内容でしたので、もしかしたら委員の皆さんにも役に立つことがあるかと思っておりますのでご参加いただければと思います。それでは、今月も慎重審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、総会の定足数についてでございます。農業委員会等に関する法律第27条第3項に「総会は、現に在任する委員の過半数が出席しなければ、開くことができない」と規定されております。本日の総会は、在任農業委員19名中19名の出席で、定足数に達しておりますので、総会が成立しておりますことをご報告いたします。</p> <p>これより議事に入ります。本庄市農業委員会総会会議規則第5条の規定により、田端会長に議長をお願いいたします。よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>議事日程3議事録署名委員及び書記の指名でございますが、慣例により、私から指名させていただきます。本日は、18番坂爪委員、19番小賀野委員の両名をお願いいたします。また、会議書記は、事務局の高群補佐を指名します。</p> <p>次に、議事日程4付議事件の上程、提案理由及び内容の説明、質疑並びに採決に入ります。本日の付議事件は、議事日程のとおり議案4件及び報告4件であります。</p> <p>まず、第53号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明願います。</p>

<p>事務局長</p>	<p>第53号議案を説明いたしますので、議案書1ページをご覧ください。</p> <p>第53号議案農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、農地法第3条第1項の規定により、別紙申請について処分したいので、ご提案申し上げます。議案内容ですが、農地法第3条の規定により、別紙の許可申請に係る処分の議決を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>申請内容については、2ページ及び3ページをご覧ください。申請件数は、7件となります。その内訳は、賃貸借による地上権設定が2件及び、売買による所有権移転5件でございます。</p> <p>次に、農地の権利移動についての許可判断要件をご説明いたします。農地法第3条第2項に許可判断の要件が規定されておりまして、まず、全部効率利用要件で、農地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うこと。次に、農作業常時従事要件で、農作業に常時従事すること。次に、下限面積要件で、本庄市では経営面積の合計が50a以上であること。次に、地域との調和要件で、周辺の農地利用に悪影響を与えないこととなっております。農地の受け手がこれらすべての要件を満たしていないと許可できないこととなっております。以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、整理番号1から整理番号7までを順番に事務局から説明、地区担当委員から報告をいただきました後にご質疑いただき、その後、審議とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。それでは、整理番号1について、事務局より説明を求めます。</p>
<p>事務局長</p>	<p>整理番号1を説明いたしますので、議案書2ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町秋山地内の田3筆、面積は記載のとおりです。地下に埋設している排水施設の部分に賃貸借による区分地上権を設定するものです。区分地上権とは、土地の地下、或いは空中の一部分に工作物を所有するために設定する権利のことです。地区担当は、間正委員でございます。</p> <p>当該案件の概略を説明いたします。4ページをご覧ください。こちらが申請地位置図になります。受人が、以前、当該申請地の南側の土地開発に伴い雨水調整池を設置し、その排水を放流するため、当該申請地の地下に流末放流施設を埋設済みとのことで、今般、地権者の了解が得られたため、その部分を分筆して、区分地上権を設定するものです。</p> <p>区分地上権の設定ですので、農地法第3条第2項但し書きの規定により、同項の許可判断要件を備える必要はなく、権利設定される農地及びその周辺の農地にかかる営農条件に支障を生ずる恐れがなく、かつ、当該農地における賃</p>

	<p>借人等の同意を得ていると認められる場合に限り許可されるものとされており、当該申請地の現地調査及び書類審査を事務局において実施しましたところ、許可相当であるものと考えます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号1について、間正委員の報告をお願いいたします。</p>
間正委員	<p>16番間正より、整理番号1について報告させていただきます。内容については事務局が説明したとおりでお分かりかと思いますが、9月19日午後2時頃、福田推進委員と現地調査を行いました。</p> <p>申請地の概要につきましては、議案書4ページ3-1の地図をご覧ください。申請地についてですが、〇〇〇〇から東へ約200m程に位置しています。</p> <p>権利区分は、使用収益権設定（区分地上権）でございます。該当農地には既に下水処理用排水管が埋設されており、この排水管の設置範囲である地下1メートルから地下3.5メートル間に限定した区分地上権設定となります。今般、所有者と排水管の設置者である受人との間で、区分地上権設定契約書が交わされたことから申請となりました。これについては、渡人から直接聴き取りして確認しております。</p> <p>該当農地の地表部及び周辺農地への支障の恐れはないことから、何ら問題とないと思われます。</p> <p>以上、ご報告いたします。</p>
議長	<p>次に、整理番号2について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号2を説明いたしますので、議案書2ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町金屋地内の田1筆、面積は記載のとおりです。売買による所有権移転です。経営状況は、記載のとおりです。地区担当は、田端会長でございます。なお、申請地位置図は、5ページになります。</p> <p>受人所有農地の現地調査及び書類審査を事務局において実施しましたところ、農地法第3条第2項の許可判断要件すべてを満たしているものと考えます。以上でございます。</p>
田端会長	<p>整理番号2について、私から報告させていただきます。</p> <p>9月25日午後2時頃、倉野内推進委員と、現地調査及び受人への聞き取りを行いました。申請地の概要につきましては、議案書5ページ3-2の地図をご覧ください。</p> <p>申請地についてですが、児玉地域包括支援センターから北西に約250メートルの場所に位置しております。恐れ入ります、議案書2ページにお戻り下さい。渡人から農地を受けることになった理由は売買でございます。申請地は、</p>

	<p>米麦を作付けしたいということです。</p> <p>受人の年齢は54歳、耕作は本人と家族の計4名にて行っており、本人の農業従事日数は300日です。農機具はトラクター4台、籾摺り機1台、田植え機1台、コンバイン1台、乾燥機2台を所有しており、経営力についての生産性は適当であると思われます。</p> <p>申請地及び受人所有農地の耕作状況は、すべての農地で保全管理がされており、いつでも作付けできる状況で、ほとんどの農地が作付けされておりました。周辺農地への支障の恐れはありませんでした。また、下限面積要件も満たしていることから、何ら問題ないと思われます。</p> <p>以上、ご報告いたします。</p>
議長	次に、整理番号3について、事務局より説明を求めます。
事務局長	<p>整理番号3を説明いたしますので、議案書2ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町下浅見地内の畑6筆及び田2筆、面積は記載のとおりです。売買による所有権移転です。経営状況は、記載のとおりです。地区担当は、小賀野委員でございます。なお、申請地位置図は、6ページから8ページまでになります。</p> <p>受人所有農地の現地調査及び書類審査を事務局において実施しましたところ、農地法第3条第2項の許可判断要件すべてを満たしているものと考えます。以上でございます。</p>
議長	整理番号3について、小賀野委員の報告をお願いいたします。
小賀野委員	<p>19番小賀野より、整理番号3について報告させていただきます。</p> <p>9月18日午前10時頃、山本推進委員と、現地調査及び受人への聞き取りを行いました。</p> <p>申請地につきましては、議案書6ページ3-3-1の地図をご覧ください。まず、下浅見自治会館から北に1筆、西に4筆で合計5筆です。続いて、7ページ3-3-2の地図をご覧ください。関越自動車道を境に東西に2筆。続いて、8ページ3-3-3の地図をご覧ください。関越自動車道の東、男堀川の南に位置しております1筆の計8筆となります。恐れ入ります、議案書2ページにお戻り下さい。</p> <p>渡人から農地を受けることになった理由は売買でございます。受人の年齢は74歳、耕作は本人と妻、子の計3名にて行っており、本人の農業従事日数は300日です。農機具はトラクター5台、田植機2台、コンバイン2台を所有しており、経営力についての生産性は充分であると思われます。</p> <p>申請地及び受人所有農地の耕作状況は、すべての農地で保全管理がされており、いつでも作付けできる状況で、周辺農地への支障の恐れはありませんでし</p>

	<p>た。また、下限面積要件も満たしていることから、何ら問題ないと思われま す。 以上、ご報告いたします。</p>
議長	<p>次に、整理番号4ですが、次の整理番号5と受人が同一でありますので、整 理番号4及び整理番号5を一括で事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号4及び整理番号5を一括で説明いたしますので、議案書2ページ及 び3ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地 は、児玉町塩谷地内の畑1筆及び児玉町宮内地内の畑3筆、面積はそれぞれ記 載のとおりです。売買による所有権移転です。経営状況は、記載のとおりです。 地区担当は、整理番号4については鳥澤委員、整理番号5については、鈴木良 美委員でございます。なお、申請地位置図は、9ページ及び10ページになり ます。</p> <p>受人所有農地の現地調査及び書類審査を事務局において実施しましたとこ ろ、農地法第3条第2項の許可判断要件すべてを満たしているものと考えま す。以上でございます。</p>
議長	<p>まずは、整理番号4について、鳥澤委員の報告をお願いいたします。</p>
鳥澤委員	<p>14番鳥澤より、整理番号4について報告させていただきます。</p> <p>9月22日午後1時30分頃、鈴木幹雄推進委員と、現地調査及び受人への 聞き取りを行いました。</p> <p>申請地の概要につきましては、議案書9ページ3-4の地図をご覧ください。 申請地についてですが、真鏡寺から西に約200メートルの場所に位置し ております。恐れ入ります、議案書2ページにお戻り下さい。</p> <p>渡人から農地を受けることになった理由は売買でございます。受人の年齢は 61歳、農業従事日数は252日です。農機具はトラクター1台、トラクター 補助機械2台、耕耘機1台、草刈り機2台を所有しており、更にコンバイン等 を導入予定です。経営力についての生産性は適当であると思われま す。</p> <p>申請地は保全管理がされており、いつでも作付けできる状況で、周辺農地へ の支障の恐れはありませんでした。また、下限面積要件も満たしていることか ら、何ら問題ないと思われま す。 以上、ご報告いたします。</p>
議長	<p>次に、整理番号5について、鈴木良美委員の報告をお願いいたします。</p>
鈴木良美委員	<p>15番鈴木より、整理番号5について報告させていただきます。</p> <p>9月21日午前10時頃、鈴木誠推進委員と現地調査を行いました。</p> <p>申請地の概要につきましては、議案書10ページ3-5の地図をご覧ください。 い。</p> <p>申請地についてですが、神川町境に位置しております。申請地は、レモンや</p>

	<p>栗といった果樹を作付けしたいということです。恐れ入ります、議案書3ページにお戻り下さい。</p> <p>渡人から農地を受けることになった理由は売買でございます。申請地及び受人耕作地は、すべての農地で保全管理がされており、いつでも作付けできる状況で、周辺農地への支障の恐れはないことから、何ら問題ないと思われまます。</p> <p>以上、ご報告いたします。</p>
議長	次に、整理番号6について、事務局より説明を求めます。
事務局長	<p>整理番号6を説明いたしますので、議案書3ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、久々宇地内の田1筆、面積は記載のとおりです。売買による所有権移転です。経営状況は、記載のとおりです。地区担当は、福島公博委員でございます。なお、申請地位置図は、11ページになります。</p> <p>受人所有農地の現地調査及び書類審査を事務局において実施しましたところ、農地法第3条第2項の許可判断要件すべてを満たしているものと考えまます。以上でございます。</p>
議長	整理番号6については、福島公博委員、本人が議事対象で、かつ地区担当委員でもあることから、本日は、事務局から報告をお願いいたします。
事務局	<p>整理番号6について、事務局より報告させていただきます。</p> <p>9月20日午後2時頃、福島農業委員と高橋推進委員が現地確認等を行った調査結果をいただきましたので、そちらに基づき報告させていただきます。</p> <p>11ページ3-6の地図をご覧ください。申請地についてですが、仁手小学校から西に約600メートルの場所に位置しております。恐れ入ります、議案書3ページにお戻り下さい。</p> <p>渡人から農地を受けることになった理由は売買でございます。申請地は、米を作付けしたいということです。</p> <p>受人の年齢は63歳、本人の農業従事日数は300日です。農機具所有状況を確認したところ、経営農地にて農業経営を十分行えることを確認しました。</p> <p>申請地及び受人所有農地の耕作状況は、すべての農地で保全管理がされており、いつでも作付けできる状況で、周辺農地への支障の恐れはありませんでした。また、下限面積要件も満たしていることから、何ら問題ないと思われまます。</p> <p>以上、ご報告いたします。</p>
議長	次に、整理番号7について、事務局より説明を求めます。
事務局長	整理番号7を説明いたしますので、議案書3ページをご覧ください。この案件は、営農型太陽光発電施設の設置に係る地上権設定の許可申請となります。この3条許可申請は、後ほど、第56号議案においてご説明いたします5条許

	<p>可申請の整理番号 8 の営農型太陽光発電施設の支柱の部分に係る一時転用許可と同時に当該権利を設定する案件となっています。</p> <p>当該許可申請は、3 ページの整理番号 7 の渡人所有の児玉町秋山地内の畑 1 筆に、記載のと通りの面積において、支柱を立てて、その上部に太陽光パネルを設置し、売電事業を展開しながら、パネルの下部で営農を続ける営農型太陽光発電事業の許可申請でございます。</p> <p>支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備の設置については、設置者と営農者が異なる場合には、農地法第 3 条第 1 項の地上権設定の許可の取扱いは、農林水産省農村振興局長通知により、5 条の支柱に係る一時転用許可と同じ期間とするとともに、同日付けで 3 条許可を行うこととされております。</p> <p>この整理番号 7 ですが、太陽光パネルを設置するための賃貸借による地上権の使用収益権設定でございます。受人の住所氏名は記載のとおりです。なお、申請地位置図は、1 2 ページになります。地上権の使用収益権設定については、農地法第 3 条第 2 項但し書きの規定により、同項各号の許可判断要件を備える必要はありませんが、処理基準において、権利設定される農地及びその周辺の農地にかかる営農条件に支障を生ずる恐れがなく、かつ、当該農地における賃借人等の同意を得ていると認められる場合に限り許可されるものとされております。この周辺の農地にかかる営農条件に支障を生じる恐れがあるかどうかの判断については、5 条許可の判断の際に確認することとなっておりますので、実質的には、賃借人等権利者の同意の有無のみを確認すれば足りることになります。これらを含めまして、書類審査を事務局において実施しましたところ、許可相当になるものと考えます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号 7 についてですが、先程の事務局説明のとおり、農地法第 3 条第 2 項の許可判断要件を備える必要はありません。周辺の農地にかかる営農条件に支障を生じる恐れがあるかどうかの判断については、農地法第 5 条許可の判断の際に確認することとなっておりますので、第 5 6 号議案の整理番号 8 において、間正委員からの報告をお願いしたいと思います。</p> <p>それでは、ただいま整理番号 1 から整理番号 7 までの説明及び報告がありました。整理番号 6 につきましては、議事参与制限の案件となり、また、整理番号 7 の許可につきましては、事務局説明のとおり、営農型太陽光発電設備の農地転用許可と同時に行うこととなっておりますので、まずは、この整理番号 6 及び整理番号 7 を除いた、整理番号 1 から整理番号 5 までに対しまして、ご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>( なし )</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号 1 から整理番号 5 までの許可申請に</p>



	<p>ついて、許可することに、ご異議ございませんか。</p> <p>（ 異議なし ）</p> <p>ご異議ございませんので、許可といたします。</p> <p>次に、先に整理番号7についてですが、ご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>（ なし ）</p> <p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>整理番号7の許可については、営農型太陽光発電設備の農地転用許可と同時に      行うことになっておりますので、第56号議案農地法第5条の規定による      許可申請についてのうち、整理番号8の許可申請に対し、県知事より許可書が      交付された場合に限って、同日付けで許可することにご異議ございませんか。</p> <p>（ 異議なし ）</p> <p>ご異議ございませんので、整理番号7については、原案のとおり決定いたし      ました。しかしながら、5条許可申請が不許可となった場合は、この3条許可      申請も、5条の不許可日と同日で不許可といたします。</p> <p>次に、整理番号6ですが、福島公博委員につきましては、本人が議事対象と      なっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定によ      り議事に参与できませんので、一時退席をお願いいたします。</p> <p>（ 退席後 ）</p> <p>整理番号6について、ご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>（ なし ）</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号6について、許可相当とすることに、      ご異議ございませんか。</p> <p>（ 異議なし ）</p> <p>ご異議ございませんので、許可といたします。</p> <p>事務局に申し上げます。福島公博委員の復席をお願いします。</p> <p>（ 復席 ）</p> <p>次に、第54号議案「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地      利用集積計画の決定について（通年）」を上程いたします。事務局より説明願      います。</p>
事務局長	<p>第54号議案を説明いたしますので、議案書13ページをご覧ください。</p> <p>第54号議案農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積      計画の決定について（通年）をご説明申し上げます。本議案につきましては      は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、別紙農用地利用      集積計画を決定したいので、ご提案申し上げます。議案内容</p>

	<p>ですが、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、別紙の農用地利用集積計画の決定に係る議決を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>計画内容については、14ページから19ページまでをご覧ください。今回の申請件数は40件です。田24筆及び畑27筆の面積合計80,421㎡の利用権設定でございます。</p> <p>次に、農用地利用集積計画についてご説明いたします。農用地利用集積計画は、農業委員会の決定を経て、市で公告しますが、決定の要件としては農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定により、市で定めた基本構想に適合することが必要でございます。</p> <p>本庄市では、利用権の設定等を受ける者が備えるべき要件として、全ての農用地を効率的に耕作又は養畜の事業を行うと認められること、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること、その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること、その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者がいるものとされており、以上の要件を全て備えることと定めております。今回の農用地利用集積計画の内容は、これらの要件を全て満たしているものと考えます。以上でございます。</p>
議長	<p>ただいま事務局より説明がありましたが、福島公博委員につきましては、利用権の設定を受ける者として、本人が議事対象となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、議事に参与できませんので、一時退席をお願いいたします。</p> <p>( 退席後 )</p> <p>第54号議案について、皆さんから、ご質疑がございましたらお願いいたします。</p> <p>( なし )</p> <p>それでは、お諮りいたします。第54号議案については、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>( 異議なし )</p> <p>ご異議ございませんので、第54号議案については、原案のとおり決定いたしました。事務局に申し上げます。福島公博委員の復席をお願いいたします。</p> <p>( 復席 )</p> <p>次に、第55号議案「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(期間)」を上程いたします。事務局より説明願います。</p>

<p>事務局長</p>	<p>第55号議案を説明いたしますので、議案書20ページをご覧ください。  第55号議案農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（期間）をご説明申し上げます。本議案につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、別紙農用地利用集積計画を決定したいので、ご提案申し上げます。議案内容ですが、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、別紙の農用地利用集積計画の決定に係る議決を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>計画内容については、21ページから44ページまでをご覧ください。今回の申請件数は、117件です。麦作期間の利用権設定でございます。内訳としては、田159筆及び畑80筆の面積合計348,071.46㎡でございます。</p> <p>本議案の決定の要件としましては、農用地利用集積計画が農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定により、市で定めた基本構想に適合し、さらに、利用権の設定等を受ける者が全部効率的耕作要件・常時従事要件・意欲能力要件・青壮年従事者要件をすべて備えることが必要でございます。今回の農用地利用集積計画の内容は、これらの要件を全て満たしているものと考えます。以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいま事務局より説明がありましたが、小賀野委員につきましては、利用権の設定をする者として、本人が議事対象となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、議事に参与できませんので、一時退席をお願いいたします。</p> <p>（ 退席後 ）</p> <p>第55号議案について、皆さんから、ご質疑がございましたらお願いいたします。</p> <p>（ なし ）</p> <p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>第55号議案については、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>（ 異議なし ）</p> <p>ご異議ございませんので、第55号議案については、原案のとおり決定いたしました。事務局に申し上げます。小賀野委員の復席をお願いいたします。</p> <p>（ 復席 ）</p> <p>次に、第56号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
<p>事務局長</p>	<p>第56号議案を説明いたしますので、議案書45ページをご覧ください。  第56号議案農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。</p>

	<p>ます。本議案につきましては、農地法第5条第3項の意見を付して、埼玉県知事に送付するため、別紙申請について意見の決定をしたいので、ご提案申し上げます。議案内容ですが、農地法第5条の規定により、別紙の許可申請について意見を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>申請内容については、46ページ及び47ページをご覧ください。申請件数は、9件でしたが、整理番号5の許可申請書が取下げられましたので、本議案での審議は8件となります。その内訳は、所有権移転6件、使用貸借権1件及び賃借権1件でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>それでは、許可申請書が取下げられた、整理番号5を除く、整理番号1から整理番号9までを、順番に事務局から説明、地区担当委員からの報告をいただきました後に、ご質疑いただき、その後、一括審議とさせていただきたいと存じますので、よろしく願いいたします。</p> <p>まずは、整理番号1について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号1を説明いたしますので、議案書46ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町児玉南4丁目地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、第1種住居地域です。地区担当は、田島敏包委員でございます。</p> <p>申請地は、48ページをご覧ください。5-1については、第1種住居地域に存していますので、第3種農地と判断いたしました。第3種農地の転用は、原則、許可相当であることから立地基準を満たしており、また、申請書類を審査する限りにおいて、一般基準の不許可相当に該当する項目もないことから、本申請は、許可相当であるものと考えます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号1について、田島敏包委員の報告をお願いいたします。</p>
田島敏包委員	<p>整理番号5-1、自己用住宅用地について12番田島より報告します。9月20日午前8時頃、宮部推進委員と共に現地確認を行いました。議案書48ページ、5-1の地図を参照ください。申請地は、児玉南土地区画整理地内、第一金屋の交差点から東に約100メートルに位置し、環状線に面しております。</p> <p>申請人は、現在深谷市のアパートに親子3人で住んでおり、将来家族が増えると考え、住宅用地を物色していたところ申請地が見つかり、申請地を譲っていただけるとのことになり、住宅の建設を決意いたしました。用途地域は第1種住居地域で、周辺は道路、宅地及び畑に面しておりますが、周辺農地に支障をきたす恐れなしと考察できます。以上のことから、転用許可は妥当と思われまます。委員各位のご理解をお願いいたします。以上。</p>

議長	次に、整理番号2について、事務局より説明を求めます。
事務局長	<p>整理番号2を説明いたしますので、議案書46ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町八幡山地内の田1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、永尾委員でございます。</p> <p>申請地は、49ページをご覧ください。5-2については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用である本申請は、申請地に替えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成することができないと認められることから、立地基準を満たしており、また、申請書類を審査する限りにおいて、一般基準の不許可相当に該当する項目もないことから、本申請は許可相当であるものと考えます。以上でございます。</p>
議長	整理番号2について、永尾委員の報告をお願いいたします。
永尾委員	<p>11番永尾より報告します。9月20日午前10時ごろ、宮部推進委員と現地を確認し、受人の祖母から聴き取りを行いました。申請目的は自己用住宅建築のための所有権移転です。受人と渡人の関係は、渡人は受人の祖父の兄弟とのことです。申請地の概要につきましては、議案書49ページ5-2の地図をご覧ください。申請地は児玉町八幡山地内の休耕田の一角です。北側のJR八高線と南側の主要地方道秩父児玉線の間であり、現在も近隣に建設中の住宅があるなど、近年住宅化が進んでいる地域です。</p> <p>受人は、現在の賃貸住宅では手狭になり、将来を考えて住宅を建築するにあたり、この土地が実家のすぐ近くで互いに協力し合えること、幹線道路から100mほど入っているため子供の安全確保がしやすいこと、近隣に商業施設や病院、公共施設があること等の条件が整っているために、この土地を選定したとのことで、転用目的及び必要性については妥当であると思われまます。農地を分断したり、農地の集団性に支障が生じないこと、周辺農地への影響や、農道や水路に支障を及ぼす恐れもないことから転用にあたっては特に問題ないと思われまます。</p> <p>以上、ご報告いたします。</p>
議長	次に、整理番号3について、事務局より説明を求めます。
事務局長	<p>整理番号3を説明いたしますので、議案書46ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町塩谷地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、使用貸借権です。申請事由は、分家住宅用地です。用途地域は、指定なしです。令和3年4月2日付けで、農振農用地</p>

	<p>区域から分家住宅用地として除外されています。地区担当は、鳥澤委員でございます。</p> <p>申請地は、50ページをご覧ください。5-3については、農用地区域から除かれているものの、農地の集団性が10ヘクタール以上の集団の農地であることから第1種農地と判断いたしました。第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、申請事由が分家住宅用地であるため、第1種農地の不許可の例外として、農地法施行規則第33条第4号に規定する「住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの。」に該当し、許可相当になるものと考えます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと考えます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号3について、鳥澤委員の報告をお願いいたします。</p>
鳥澤委員	<p>14番鳥澤より報告します。9月22日午後1時ごろ、鈴木幹雄推進委員と現地調査と渡人への聴き取りを行いました。申請地の概要については議案書50ページ5-3の地図をご覧ください。申請地は、塩谷地区の篠の池の北側約200mの場所に位置しています。恐れ入ります、議案書46ページにお戻りください。渡人と受人の関係は親子です。</p> <p>申請目的は自己用住宅としての使用貸借権です。受人は今の賃貸住宅では手狭になり、将来を考え実家の隣に住宅を建築するという事で、転用目的及び必要性は妥当であると思われまます。また、農地を分断したり、農地の集団性に支障が生じないことから転用に当たっては特に問題ないと思われまます。</p> <p>以上、ご報告いたします。</p>
議長	<p>次に、整理番号4について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号4を説明いたしますので、議案書46ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、新井地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、駐車場及び資材置場用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、福田武久委員でございます。</p> <p>申請地は、51ページをご覧ください。5-4については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用である本申請は、申請地に替えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成することができないと認められることから、立地基準を満たしており、また、申請書類を審査する限りにおいて、一般基準の不許可相当に該当する項目もないことから、本申請は許可相当であるものと考えます。以上でございます。</p>

議長	整理番号4について、福田武久委員の報告をお願いいたします。
福田武久委員	<p>7番福田より報告します。9月23日午後2時ごろ、戸塚推進委員と現地確認を行いました。申請地の概要については議案書51ページ5-4の地図をご覧ください。申請地は利根川と御陣場川の間に位置し、周囲を工場に囲まれた状況にあります。</p> <p>申請目的は駐車場及び資材置場としての所有権移転です。申請人は慢性的に不足している従業員用の駐車場と業務に使用するコンテナ等の置き場として既存の利用地と一体利用することなので、転用目的及び必要性は妥当であると思われます。また、申請地周辺は工場も多く、申請地を駐車場と資材置場として利用することに際しても特に問題はないと思われます。</p> <p>以上、ご報告いたします。</p>
議長	次に、整理番号5は取下げとなりましたので、整理番号6について、事務局より説明を求めます。
事務局長	<p>整理番号6を説明いたしますので、議案書46ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町児玉南3丁目地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、第1種住居地域です。地区担当は、田島敏包委員でございます。</p> <p>申請地は、53ページをご覧ください。5-6については、第1種住居地域に存していますので、第3種農地と判断いたしました。第3種農地の転用は、原則、許可相当であることから立地基準を満たしており、また、申請書類を審査する限りにおいて、一般基準の不許可相当に該当する項目もないことから、本申請は、許可相当であるものと考えます。以上でございます。</p>
議長	整理番号6について、田島敏包委員の報告をお願いいたします。
田島敏包委員	<p>12番田島より報告します。9月20日午前8時頃、宮部推進委員と共に現地調査を行いました。地図は議案書53ページを参照ください。申請地は、児玉南土地区画整理地内、十二天橋北側交差点から西に約50mに位置し、環状線に面しております。</p> <p>申請人は、現在皆野町の山間部に居住しております。高齢のため、現在地での生活に不安があり住環境の良い申請地に住みたいと考えております。現在の住宅は、諸々の施策により売却を予定していることと聞きました。用途地域は第1種住居地域で、周辺は住宅及び道路に面しておりますが、周辺農地に支障をきたす恐れなしと考察できます。以上のことから、転用許可は妥当と思われます。委員各位のご理解をお願いいたします。以上。</p>
議長	次に、整理番号7について、事務局より説明を求めます。

事務局長	<p>整理番号7を説明いたしますので、議案書46ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町元田地内の畑2筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、資材置場用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、木村文子委員でございます。</p> <p>申請地は、54ページをご覧ください。5-7については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用である本申請は、申請地に替えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成することができないと認められることから、立地基準を満たしており、また、申請書類を審査する限りにおいて、一般基準の不許可相当に該当する項目もないことから、本申請は許可相当であるものと考えます。以上でございます。</p>
議長	整理番号7について、木村文子委員の報告をお願いいたします。
木村文子委員	<p>17番木村より報告します。9月19日午前10時半ごろ、木村推進委員と現地調査及び渡人への聞き取りを行いました。申請地の概要につきましては、議案書54ページ5-7の地図をご覧ください。申請地についてですが、主要地方道秩父児玉線沿いと旧道沿いに位置しています。周辺は、宅地や太陽光発電施設が立ち並んでいます。申請目的は資材置場としての所有権移転です。</p> <p>申請人は約20年に渡り石材業務を営んでおり、業務拡大に伴い土地を探しておりましたが、自宅近辺に理想的な場所が見つかり、渡人より譲っていただけることになり今回の申請に至りました。転用目的及び必要性は妥当であると思われまます。また、農地を分断したり、農地の集団性に支障が生じないことから転用に当たっては特に問題ないと思われまます。</p> <p>以上、ご報告いたします。</p>
議長	次に、整理番号8について、事務局より説明を求めます。
事務局長	<p>整理番号8を説明いたしますので、議案書47ページをご覧ください。こちらの案件が、第53号議案の整理番号7と同時に行う許可申請でございます。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町秋山地内の畑1筆、面積は、記載のとおりです。権利区分は、賃借権です。申請事由は、太陽光発電施設用地です。営農型の一時転用で、転用期間は3年で支柱73本分の面積を一時転用するものです。用途地域は、指定なしです。地区担当は、間正委員でございます。</p> <p>申請地は、55ページをご覧ください。5-8については、農用地区域から除かれているものの、農地の集団性が10ヘクタール以上の集団の農地であることから第1種農地と判断いたしました。第1種農地の転用は、原則として</p>



	<p>不許可相当ではありますが、農林水産省農村振興局長通知「支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取扱いについて」により、一時転用許可を行う場合には、農地法関係事務に係る処理基準及び運用通知の定めによるほか、申請内容が、次の8つの事項等を確認する必要があります。</p> <p>1として、転用期間は、一定の条件を満たす場合は「10年以内」で、それ以外は、「3年以内」であり、下部の農地における営農の適切な継続を前提とする営農型発電設備の支柱を立てることを転用の目的とすること。2として、簡易な構造で容易に撤去できる支柱とし、面積が必要最小限であること。3として、下部農地の適切な営農の継続が確実に認められること。4として、パネルの角度、間隔等が、農作物の生育に適した設計となっていること。また、最低地上高が概ね2メートル以上で、農作物の栽培において効率的な農業機械等の利用が可能な高さが確保されていること。5として、周辺農地の効率的な利用、農業用排水施設の機能等に支障を及ぼす恐れがないこと。6として、支柱を含め営農型発電設備を撤去するのに必要な資力及び信用があること。7として、電気事業者と転用事業者が電力系統の連携に係る契約を締結する見込みがあること。8として、当該申請に係る事業者が、農地法第51条の規定による違反転用に対する原状回復等の措置を現に命じられていないこと等となっております。</p> <p>本案件は、これらの営農型太陽光発電施設用地の一時転用許可要件を満たしているものと思われ、そのほか、処理基準や運用通知、一般基準に基づいて、申請書類を審査しましたが、不許可相当に該当する項目は、ないものと考えます。</p> <p>なお、当該農地は、平成31年3月に営農型太陽光発電施設用地として、3年間の一時転用許可により、太陽光発電施設が設置され、その下部にペパーミントを栽培しています。今回は、許可期間である3年間の期間満了前ですが、栽培品目を「ペパーミント」から「菌床しいたけ」に変更するため、今回、改めて許可申請に至ったものでございます。以上でございます。</p>
議長	整理番号8について、間正委員の報告をお願いいたします。
間正委員	<p>16番間正より報告します。9月19日午後3時頃、清水推進委員と現地を確認しました。申請地の概要につきましては議案書55ページの地図をご覧ください。申請地は、秋平小学校の南100メートルほどで保育園の南側に位置しております。その場所一体は遊休農地が広がっている地域で、この営農型太陽光パネルの下でしいたけを栽培することが上手いけば、これを一つの事例として、周辺の遊休農地の解消につながるのではないかと考えています。</p>

	<p>また、農地を分断し、農地の集団性に支障が生じることはない判断をしています。</p> <p>以上、ご報告いたします。</p>
議長	次に、整理番号9について、事務局より説明を求めます。
事務局長	<p>整理番号9を説明いたしますので、47ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町高柳地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、田端会長でございます。</p> <p>申請地は、56ページをご覧ください。5-9については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用である本申請は、申請地に替えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成することができないと認められることから、立地基準を満たしており、また、申請書類を審査する限りにおいて、一般基準の不許可相当に該当する項目もないものと考えます。以上でございます。</p>
田端会長	<p>整理番号9について私から報告させていただきます。</p> <p>9月25日午前10時頃、倉野内推進委員と現地確認を行いました。申請地の概要につきましては、議案書56ページの地図をご覧ください。申請地は、高柳公会堂から東へ約50メートル、主要地方道秩父児玉線の旧道から東へ入った場所に位置しております。</p> <p>申請目的は自己用住宅用地としての所有権移転でございます。申請人の夫は鴻巣市で法人を運営し、夫が所有するマンションを事務所兼自宅として使用していますが、業務量の増加やそれに伴う資料の保存先の確保、取引先との会議など、住居として使用することが難しくなったとのことです。そのため、鴻巣市のマンションを今後は法人の事務所として使用し、本庄市に住民票を移し移住する予定であると聞いております。申請書類においてもその旨の誓約がされております。</p> <p>また、農地を分断し、集団性に支障が生じないこと、周辺農地や農道などに影響を及ぼす恐れもないことから、転用に当たっては特に不許可相当に該当する項目はないと思われまます。</p> <p>以上、ご報告いたします。</p>
議長	<p>ただいま、整理番号1から整理番号9のうち、許可申請書の取下げのありました整理番号5を除く議案についての説明及び報告に対しまして、ご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>( なし )</p>

	<p>それでは、お諮りいたします。整理番号1から整理番号4及び整理番号6から整理番号9までについて、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>( 異議なし )</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>以上で、議案審議を終了いたします。</p> <p>続きまして、報告に入ります。報告につきまして、報告40号から報告第43号までを、順番に事務局よりお願いします。</p>
<p>事務局長</p>	<p>まずは、報告第40号を説明いたしますので、議案書57ページをご覧ください。</p> <p>報告第40号農地法第3条の3の規定による届出について、農地法第3条の3の規定により、別紙の届出について本庄市農業委員会事務決裁規程第3条の規定により専決したので報告するものでございます。本日提出、会長。</p> <p>届出内容については、58ページから61ページまでをご覧ください。専決処分件数は、15件です。相続等により農地を取得した場合は、遅滞なく農業委員会へ届け出なければならないという規定による届出でございます。以上でございます。</p> <p>続きまして、報告第41号を説明いたしますので、議案書62ページをご覧ください。</p> <p>報告第41号農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、農地法第5条第1項第7号の規定により、別紙の届出について本庄市農業委員会事務決裁規程第3条の規定により専決したので報告するものでございます。本日提出、会長。</p> <p>届出内容については、63ページ及び64ページをご覧ください。専決処分件数は、10件です。市街化区域内にある農地を農地以外のものにして、所有権の移転などをする場合は、あらかじめ農業委員会に届け出ることで県知事の許可を必要としないという規定による届出でございます。以上でございます。</p> <p>続きまして、報告第42号を説明いたしますので、議案書65ページをご覧ください。</p> <p>報告第42号農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について、農地法第6条第1項の規定により、別紙のとおり報告書が提出されたので報告するものでございます。本日提出、会長。</p> <p>報告書の提出件数は、5件で、その報告書が66ページから75ページのとおりとなっております。</p> <p>農地所有適格法人とは、耕作目的での農地の所有権などの権利の取得が認め</p>

	<p>られている農地法上の法人でございます。農地所有適格法人となるための要件は、「法人形態要件」「構成員要件」「事業要件」「役員要件」となっております。これらの要件は、設立時のみでなく、設立後も満たされていることが必要となります。毎事業年度の終了後、3ヶ月以内に事業の状況等を農業委員会へ報告することが義務付けられているものです。以上でございます。</p> <p>続きまして、報告第43号を説明いたしますので、議案書76ページをご覧ください。</p> <p>報告第43号農地法第18条第6項の規定による通知について、農地法第18条第6項の規定により、別紙農地の賃貸借契約合意解約通知書を受領し、同条第1項の規定に基づく合意解約が成立したので報告するものでございます。本日提出、会長。</p> <p>通知内容については、77ページをご覧ください。賃貸借契約合意解約通知書の受領件数は、3件です。農地の賃貸借につき合意による解約の通知が農地法第18条第1項ただし書の規定により同項の許可を要しないで行われた場合には、これらの行為をした者は、農業委員会にその旨を通知しなければならないという規定による通知でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>報告でありますので、ご了解いただきたいと思います。</p> <p>以上で、報告を終了いたします。</p> <p>皆さまのご協力により、本日の付議事件は、すべて終了いたしました。ここで、議長の座を降ろさせていただきます。ありがとうございました。</p>
事務局長	<p>次に、議事日程5事務局連絡事項に移ります。</p> <p>(事務局説明)</p> <p>以上をもちまして、令和3年第10回本庄市農業委員会総会を閉会いたします。大変、お疲れ様でございました。</p> <p>(閉会)</p>

令和3年第10回本庄市農業委員会総会出・欠席者名簿

開催日	令和3年9月27日(月) ※緊急事態宣言中のため農業委員のみで開催					
開催場所	本庄市役所 大会議室					
開会時刻	午後2時					
閉会時刻	午後3時45分					
会長	田端 講一					
会長代理	細野 俊文					
議席番号	農業委員氏名	出欠状況	議事録署名人	地区	推進員氏名	出欠状況
1	細野 俊文	出席		藤田	糸原 直樹	
2	関根 清	出席		仁手	吉田 芳昭	
3	金井 章夫	出席			高橋 公仁	
4	福島 公博	出席		旭	戸塚 毅	
5	塩原 廣一	出席			亀田 伸一郎	
6	塩原 茂夫	出席		北泉	内田 信哉	
7	福田 武久	出席			荒井 康男	
8	立石 勝義	出席			門倉 恒茂	
9	岡芹 喜行	出席		児玉	田島 勇扇	
10	宮部 延一	出席			宮部 豊徳	
11	永尾 路子	出席		金屋	倉野内 浩	
12	田島 敏包	出席			鈴木 幹雄	
13	田端 講一	出席			鈴木 誠	
14	鳥澤 和子	出席		秋平	福田 光男	
15	鈴木 良美	出席			清水 辰雄	
16	間正 始	出席			根岸 正一	
17	木村 文子	出席		本泉	櫻井 利夫	
18	坂爪 裕	出席	○		木村 雅	
19	小賀野 昇	出席	○	共和	新井 明夫	
本庄	細野 林之助				出牛 康	
藤田	小川 忠				山本 道雄	
	福島 正紹					

説明員

事務局長	早野 悟
局長補佐兼庶務係長	高山 教子
局長補佐兼農地係長	高群 邦人
庶務係主査	飯川 佳紘
農地係主任	新井 靖子
農地係主事	小林 祥平
支所環境産業課産業係主事	相川 蘭

書記

局長補佐兼農地係長 高群 邦人